

# 社会福祉法人育桜福祉会 平成29年度事業計画

昭和56年2月の法人設立から36年が経過し、平成29年4月現在、日中活動事業所(通所施設)10か所、入所施設(桜の風)1か所の施設を中核に、グループホーム12か所をはじめ地域での生活を支援するため、地域生活支援室や相談支援室での事業など、市内の全区域において、31か所の事業を実施する組織となっており、各施設、事業所の利用者数は600名を超えている。

また、職員数も約420名で、年間の事業費も約22億円の事業規模となっている。

平成29年度は、法人の第2期中期計画(平成26年～30年度)の4年目であり、①「通所施設での利用者支援の充実」、②「桜の風の安定的な運営」、③「地域生活支援の充実」を目指して、次の重点運営項目への取組みを進めるものとする。

なお、社会福祉法人川崎聖風福祉会と共同事業体を構成して、指定管理者制度により運営している「桜の風」については、指定管理期間の最終年度となるため、次期指定管理者応募に向けて準備を進める。

## 1 法人重点運営項目

### (1)改正社会福祉法への適切な対応

平成29年4月から改正社会福祉法が施行され、社会福祉法人制度改革へ適切な対応を図っていくことが求められている。新たな機能となる評議員会、理事会を中心に経営組織のガバナンス強化、会計監査人の設置等による財務規律の強化や法人情報の公表等の事業の透明性の向上を進めるなど取組みを進める。

さらに地域の公益的な取組みとして、特別支援学校・養護学校高等部2年生を対象に各日中活動事業所で実施している「夏休み一日施設体験」事業の実施に加え、川崎市社会福祉協議会経営者部会加盟法人により組織運営する「地域生活支援SOSかわさき事業」に参画して積極的に取組みを進める。

### (2)人材の確保、育成、定着に向けた取組みの強化

少子高齢化の進展に加え、人口減少時代に突入し、全産業分野での労働力不足が課題となっており、とりわけ、福祉業界は一層厳しい状況が継続している。

こうした状況においても、障害福祉に特化した法人としての特長を活かし、人材の確保、育成、定着を図り、「人材」とすることが、事業運営の安定のために急務である。

そのため、様々な手法により、職員採用への取組みを強化するとともに、職員の育成、定着に向け、職員研修内容についても検討を行い、職員のキャリアアップ形成に資するように体系化を図る。さらに、長く勤め続けられるような職場環境等の

整備を進める。

### (3)利用者等の支援の充実に向けた事業の再構築

平成27年度の国の障害福祉サービス等報酬改定に加え、川崎市の定率加算の見直しにより、今年度も厳しい収入状況が継続する。

引き続き、利用率の向上など収入増に向けて取組みを行うとともに、実施事業の再点検を行う。

併せて、昨年度までに導入した職員の就業管理システムや利用者の生活支援システム等の更なる有効活用等により事務事業の効率化にも取組み、利用者等の支援の充実に向けて、事業の再構築を図る。

### (4)地域生活を支える事業等の体制整備への取組み

利用者及びその家族の高齢化へ対応し、地域での生活を支えるには、グループホーム、ホームヘルプ事業や相談支援事業の充実が不可欠であり、これらの実施事業の見直しを行い、安定したサービス提供が行えるよう組織体制の整備に向け取組みを進める。

### (5)新規事業や施設の老朽化対策等の検討

グループホームの整備拡充を進めるために、また、川崎市第2期障害者通所事業所整備計画の基づく個別計画への対応など、新規事業の検討を行う。

また、川崎市の高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本方針の策定を踏まえ、昨年実施した法人所有施設の建物診断結果を参考にして、今後の施設の老朽化対策の検討を行う。

## 2 事業別重点運営項目

### (1)日中活動事業所・身体障害者福祉センター

#### ▼《生活支援システム等の有効活用》

昨年度までに導入した職員の就業管理システムや利用者の生活支援システムの有効活用等により、業務の効率化及び利用者支援等の充実を図る。

#### ◎多機能型事業所(生活介護事業所及び就労継続支援B型事業所)

##### ①わかたけ作業所(利用定員55名：生活介護45名・就労継続支援B型10名)

#### ▼《生活介護：日中活動の充実》

日中活動は、作業活動が主体となっているが、高齢化にも対応し、健康に配慮した活動や年齢に則した活動などの充実に取り組む。

▼《就労継続：工賃向上と施設外作業の充実》

月額工賃3万円の維持を目標に据え、隣接する日本理化学工業とも連携して、施設内作業はもとより、施設外作業も取り入れるなど充実を図る。

▼《余暇活動の取組み》

年1回の小グループによる「グループ活動」に加え、利用者の社会経験の拡大を図るため、年1回、希望者を対象に「バス日帰り外出」を実施する。

②白楊園(利用定員80名：生活介護65名・就労継続支援B型15名)

▼《生活介護：健康・余暇活動の充実》

利用者の身体機能の把握を行い、専門家による作業療法の導入など支援に取組み、また、1日バスハイクの実施など余暇活動の充実に努める。

▼《就労継続：利用者の適性に応じた支援》

利用者の適性を把握し、作業種目を選定、提供し、就労体験等の就労支援を必要な利用者に行う。

▼《利用者の社会参加の促進》

共生社会の実現をめざし、市障害者しごとセンターとも連携し、外部販売会等に積極的に参画し、利用者の社会参加を進める。

③しらかし園(利用定員35名：生活介護25名・就労継続支援B型10名)

▼《生活介護：生活プログラムの充実》

生活プログラムを月3～4種類設定し、個々に選択していただけるよう、自己選択、決定に繋がる支援に努める。

▼《就労継続：社会学習プログラムの強化》

社会学習プログラムを年2回実施し、DVD等の視聴覚教材の活用や他事業所、企業等の見学を通して意識づけを行う。

▼《グループ別活動の実施》

地域での楽しみや経験の拡大に向け、個々の利用者の希望を踏まえ、5～6名の目的別グループ編成をし、年1回グループ別活動を実施する。

◎生活介護事業所

①こぶし園(利用定員40名)

▼《園内行事の充実》

利用者の体調変化や負担を考慮し、外出活動の見直しとともに、ニーズや特性に応じた活動を増やし、園内行事の充実を図る。

▼《専門職、専門機関との連携による支援》

看護職員や栄養士の専門職と連携し、専門機関からの助言を得て、身体機能維持

や医療的ケアなど、利用者の健康的な生活の支援を行う。

▼ 《安定した車両送迎の実施》

車いす対応の送迎車両を1台増車し、全送迎車両を車いす対応として、安定した運行が実施できるよう送迎コースなどの見直しを行う。

②ゆずりは園(利用定員50名)

▼ 《自立生活支援への取組み》

利用者が地域生活を送る上で、必要な食生活や金銭管理、人間関係やマナーといったところまで深く掘り下げて、社会生活力を養えるプログラムを進める。

▼ 《地域交流の推進》

パン工房パパゲーノを「町のパン屋さん」として、地域へアピールするとともに、近隣地域で開催されるイベント等に、地域の一員であることを認識してもらえるように、積極的に参加し、地域との関係をより密にする。

▼ 《1日外出プログラムの実施》

社会参加を目的として、グループ別に実施する1日外出と個々のニーズに則してニーズ別に実施する1日外出によりプログラムを組み立てる。

③あかしあ園(利用定員40名)

▼ 《自立生活支援への取組み》

様々な活動は、利用者の意思決定支援を軸に自治会も一緒に、計画を立て、企画をして、そのプロセスを大事にして実施する。

▼ 《社会経験の場の確保》

社会リハビリテーションの理念を基に、必要な社会生活力を身に付けられるよう、地域での買い物、外出活動、バザーなどの地域行事への参加等の活動を行う。

▼ 《健康な生活の場の確保》

園内プールの活用など、リハビリ要素を含んだ運動や活動など健康運動活動の活性化に取り組む。

④いぬくら(利用定員30名)

▼ 《ノーリフトケアの推進》

昨年度導入したリフト等の福祉機器等の活用場面を広げ、人力による抱き上げを減らし、職員の支援技術の向上を行い、利用者及び職員の負担軽減をめざす。

▼ 《生活支援プログラムの充実》

現在実施しているプログラムの必要性、方向性や優先項目等の見直しを進め、今後の生活を見据えて、将来に繋がる支援を行う。

▼ 《地域や他施設との交流》

季節行事等、施設全体で過ごす機会を作るとともに、地域や他施設の地域行事への参加や社会資源を活用して交流の機会を作る。

#### ⑤小向このはな園(利用定員30名)

##### ▼《定員増に伴う安定した施設運営》

開設3年目の特別支援学校卒業生対策として整備した施設であり、毎年、卒業生の入所が続いている。平成29年度は利用定員20名から30名に変更し、支援マニュアルの整備など、定員増に対する受け入れ態勢を整備して、安定した運営に努める。

##### ▼《職員のチーム力の向上》

全職員が共通の認識と理解のもと、利用者個々の状況を的確に把握して支援に取り組むため、各会議や研修等への積極的な参加により、介助技術やコミュニケーション能力の向上による職員育成とチームづくりをめざす。

##### ▼《作業活動の充実》

日中活動プログラムの充実をめざし、障害程度に関わらず、「しごと」を活動支援のベースとして、利用者のニーズに則した作業種目の開拓と充実に努める。

#### ⑥北部身体障害者福祉会館作業室(利用定員20名)

##### ▼《地域交流及び社会参加の取組み》

自主製品及びリサイクル品の販売を通して、地域の方との交流を一層図るとともに、外注等の作業や外部での販売会等に取り組む、作業を通じた社会参加を促進する。

##### ▼《身体機能維持への取組み》

高齢化による身体機能の低下が顕著となり、専門機関の評価を受け、個々の身体機能の維持に必要なストレッチ等の充実に向けて取り組む。

##### ▼《安定した食事提供》

これまでの白楊園厨房からの配食サービスを弁当宅配サービスに変更するが、引き続き、「安全・安心・おいしい食事」を提供できるよう、弁当宅配業者との調整を行い安定した食事提供に努める。これに伴い、食事の準備、片付けにかかる職員負担の軽減により利用者支援の充実をめざす。

### 【身体障害者福祉センター】

#### 北部身体障害者福祉会館

##### ▼《利用環境の整備》

老朽化に対応して、エレベーター設備の更新工事の実施や、点字プリンターの買い替えにより、利用環境の整備に努める。

##### ▼《利用の利便性向上への取組み》

職員の手話技術の向上のほか、円滑な受付業務ができるように対応方法を検討する。

▼《防災・防犯体制の強化》

わーくす高津を含め、会館全体で防災訓練を実施するとともに、不審者への対応訓練も取り入れ、防犯への対応を検討する。

◎就労継続支援B型事業所

わーくす高津(利用定員30名)

▼《作業環境の整備》

就労をめざす作業活動及び福祉的就労としての作業活動それぞれの目的に応じて、充実した内容となるよう、作業環境の整備、作業種目の開拓や作業工程の工夫を行う。

▼《就労体験及び施設外作業の推進》

就労をめざす利用者への個別プログラムの提供とともに、就労体験事業や施設外作業の機会を提供し、就労への準備を進める。

▼《安定した食事提供》

これまでの白楊園厨房からの配食サービスを弁当宅配サービスに変更するが、引き続き、「安全・安心・おいしい食事」を提供できるよう、弁当宅配業者との調整を行い安定した食事提供に努める。これに伴い、食事の準備、片付けにかかる職員負担の軽減により利用者支援の充実をめざす。

(2)桜の風及び陽光ホーム

①桜の風

(定員：施設入所支援50名・生活介護44名・機能訓練6名・短期入所15名)

▼《日中活動体制の編成》

ユニット職員の兼務による日中活動支援体制から、専任の日中活動支援チームを編成して、職住分離による、日中活動での集団支援とユニットでの個別支援の連携強化を進める。

▼《計画の基づいた支援の流れの定着化》

日々の支援が個別支援計画に基づく内容と常にリンクするように努め、標準支援マニュアルを整備する。

▼《地域生活支援機能の強化》

地域での生活を送るうえで困難性が生じている者に対し、空床型短期入所事業を活用して、施設による支援を1か月単位(限度3か月まで)で一時的に集中して、生活の安定化をめざす「ミドルスティ」の実施を検討する。

また、施設退所後の地域生活の継続に必要な、一時的な支援を関係機関との連

携により行う。

## ②陽光ホーム(利用定員16名)

### ▼《長期利用者の地域移行の推進》

長期の利用により、他のグループホームへの移行に不安がある利用者に、地域でのグループホームでの体験利用など、関係機関と連携して、地域移行に向けた取組みを進める。

### ▼《利用者の高齢化への対応》

生活習慣病に罹患している利用者も多く、日中活動事業所や主治医等と相談して健康管理に努める。また、成年後見制度の活用等についても周知を図る。

### ▼《地域生活体験事業の活用の強化》

利用案内等の作成により広報、周知し、法人内事業所や桜の風の利用者以外の地域の方の地域生活体験事業の利用促進を図る。

## (3)南部及び北部地域生活支援室

(南部及び北部並びに西部生活ホーム運営センター)

(第1・第2・第3・第4・第5・第6・第7・第9・第10生活ホームいくおう及び生活ホームいくおう・北加瀬並びに第1神木・第2神木 総利用定員63名)

### ▼《生活支援システム等の有効活用》

昨年度までに導入した職員の就業管理システムや利用者の生活支援システムの有効活用等により、業務の効率化及び利用者支援等の充実を図る。

### ▼《生活ホーム運営センター体制の強化》

各生活ホーム運営センター職員を中核とし、連携施設や日中活動先事業所と連携して、それぞれの役割分担の明確化、情報の共有化を行い、円滑なホーム運営ができるように運営センター体制の強化を図る。

### ▼《世話人の育成》

約80名の世話人に対し、研修機会の拡大や個別面談の実施などを通じて、世話人業務マニュアルの一層の徹底を行い、丁寧で、きめ細かいサービス提供ができる世話人の育成に取り組む。

## (4)相談支援室

### ①障害者相談支援センター(たかつ基幹相談支援センター・いまい地域相談支援センター・計画相談センターいくおう)

### ▼《安定した相談支援センターの運営》

昨年度、各センターに専門職種の確保、配置が困難な状況が継続したため、年

度末に「なかはら基幹相談支援センター」の運営を廃止し、平成29年度は同じ場所で「いまい地域相談支援センター」として運営することとなった。

今年度においては、法人の最優先課題として、相談支援事業所に専門職種を配置し、3事業所が連携して人材の育成に向けて研修等を行い、特に、基幹及び地域相談支援センターは、市の受託事業として、それぞれの機能、役割が果たせるように安定した運営に努める。

## ②ホームヘルプいくおう

### ▼《サービス提供体制の整備》

ホームヘルパーの採用が困難な状況が続いており、引き続き人材確保に努めるとともに、利用者の特性に応じた支援ができるよう、スキルアップの向上をめざし、安定・継続してサービス提供ができるような体制整備を図る。

## (5)障害者ふれあいショップ(喫茶室いくおう川崎・喫茶室いくおう中原)

### ▼《公益事業としての運営》

障害者ふれあいショップとして、障害のある職員の特性にも配慮して、継続して就労支援に努めるとともに、広く地域社会に障害福祉への理解が深まるような店舗等の活動の広報、周知を行い、併せて経営的にも安定した運営に努める。